

平成 30 年度 評価対象事業

平成30年度 再評価対象事業一覧

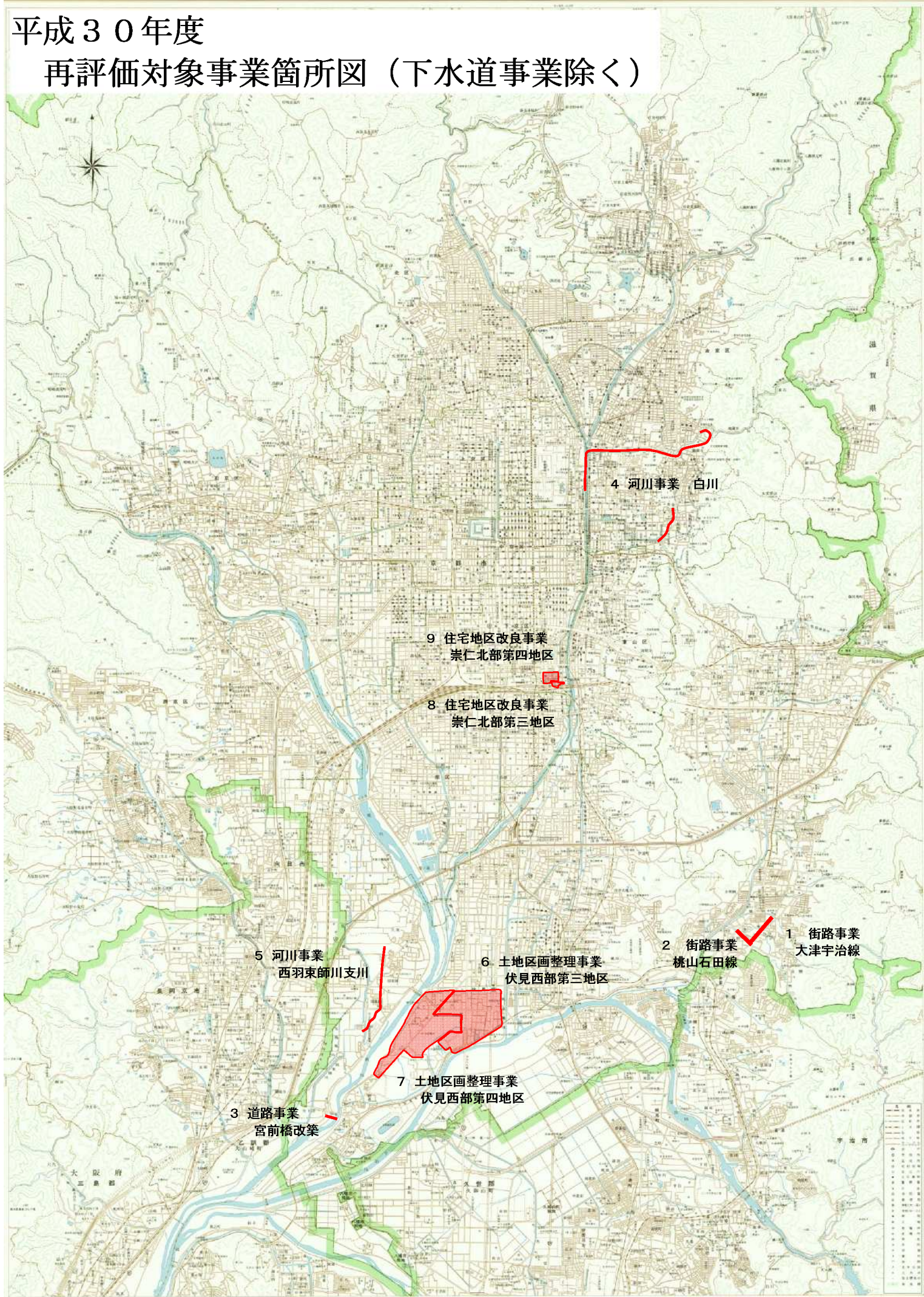
再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業のうち、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

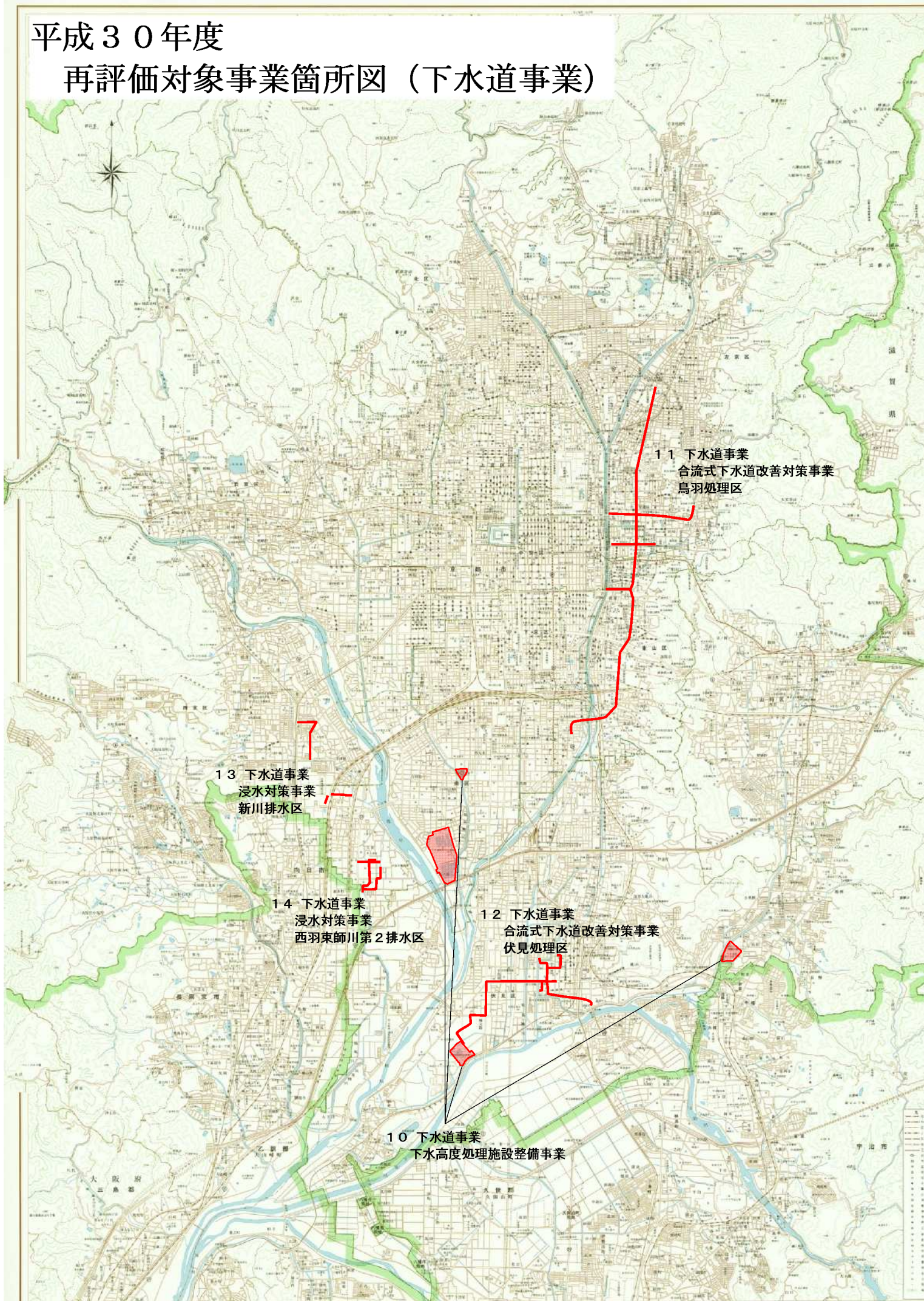
種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	大津宇治線	延長 L=396m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	—
	2	桃山石田線	延長 L=364m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	—
道路事業	3	宮前橋改築	延長 L=640m 幅員 W=15.0～18.5m	H21	③	10	平成25年度再評価実施
河川事業	4	白川	延長 L=4,920m 幅員 W=5.00～12.25m	S61	③	33	平成25年度再評価実施
	5	西羽束師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61	③	33	平成25年度再評価実施
土地区画整理事業	6	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	35	平成25年度再評価実施
	7	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	32	平成25年度再評価実施
住宅地区改良事業	8	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	36	平成25年度再評価実施
	9	崇仁北部第四地区	面積 A=6.80ha	S60	③	34	平成25年度再評価実施

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	備 考
下 水 道 事 業	10	下水高度処理施設 整備事業	面積A=12,780ha 処理能力 130.5万 m ³ /日	H2	③	29	平成20年度 再評価実施
	11	合流式下水道 改善対策事業 鳥羽処理区	面積A=5,255ha	S61	③	33	平成20年度 再評価実施
	12	合流式下水道 改善対策事業 伏見処理区	面積A=815ha	H7	③	24	平成20年度 再評価実施
	13	浸水対策事業 新川排水区	面積A=143ha	S61	③	33	平成20年度 再評価実施
	14	浸水対策事業 西羽束師川第2排水区	面積A=97ha	H8	③	23	平成20年度 再評価実施

平成30年度 再評価対象事業箇所図（下水道事業除く）



平成30年度 再評価対象事業箇所図（下水道事業）



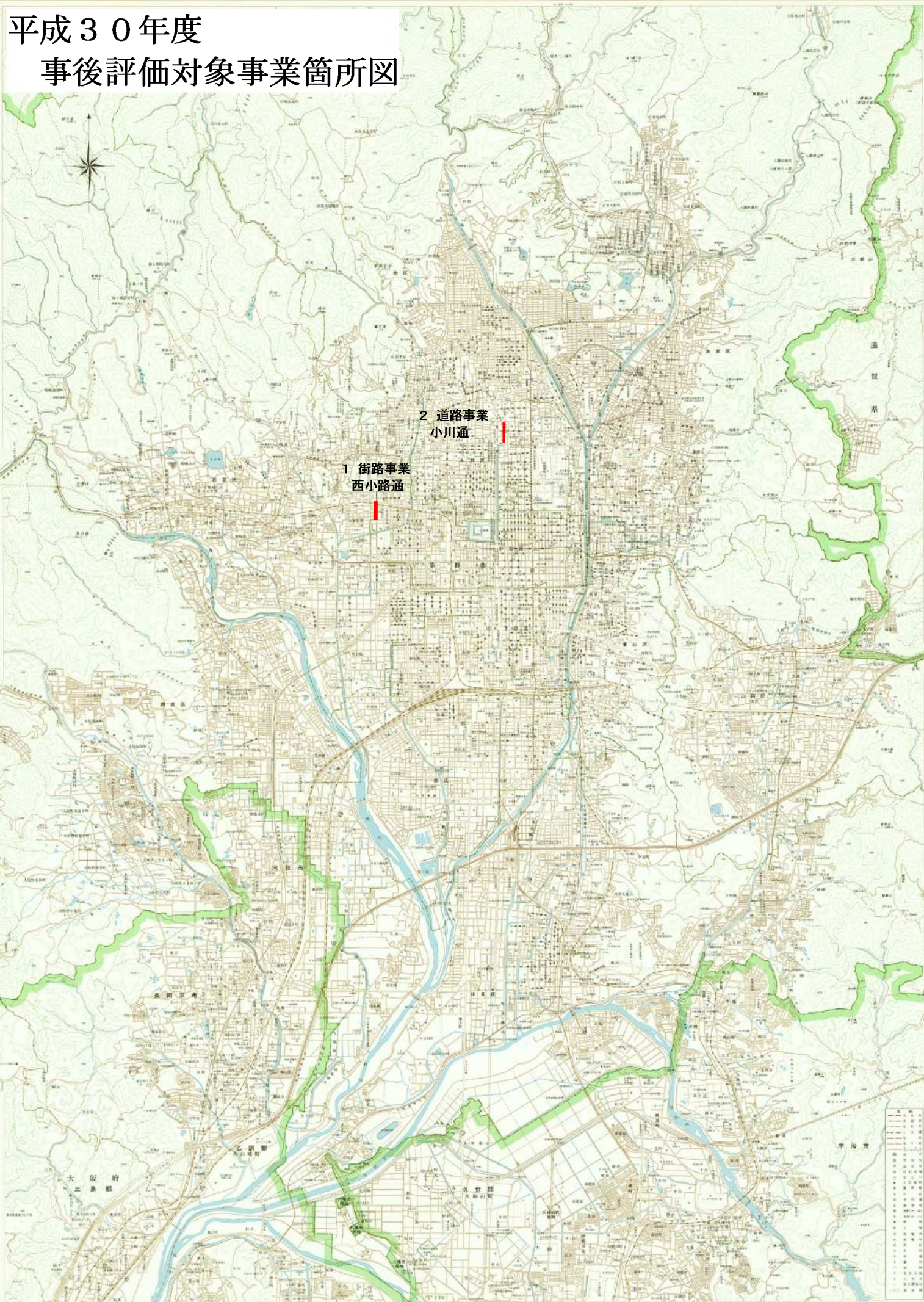
平成30年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	備考
街路事業	1	西小路通	延長 L=360m 幅員 W=11.0m	H4	①	H25	平成23年度 再評価実施
道路事業	2	小川通	延長 L=270m 幅員 W=9.5～11.5m	S55	①	H25	平成22年度 再評価実施

事後評価対象事業箇所図



下水道事業における評価単位の見直しについて

前回の再評価時（平成20年度）においては、再評価等の実施が国から義務付けられていたため、国の評価制度に基づく事業単位での評価を行い、国へ報告するとともに、京都市公共事業評価委員会で御審議いただいた。

しかし、平成22年度以降、下水道事業は新たな交付金制度へと移行し、この義務付けが無くなったことから、本市の裁量により評価する事業単位の設定が可能となった。

そこで、公共事業評価制度の主旨や本市の下水道事業の特性、実施状況等を踏まえ、より分かりやすく、適確な評価を実施することを目的に、以下のとおり評価する事業単位の見直しを行う。

1 下水高度処理施設整備事業

（1）事業概要

市内河川や大阪湾の水環境の保全に向け、下水処理施設において、富栄養化の原因となる窒素やリンを除去する高度処理の導入を推進する。

（2）事業単位

前回評価時は処理区※¹ごとに評価していたが、各処理区での事業が一体となって、下流の水質を向上させるものであることから、市全体で一括して評価を行う。

2 合流式下水道改善対策事業

（1）事業概要

大雨時に合流式下水道から河川へ放流される下水やごみを取り込む雨水幹線を整備し、雨が止んだ後に処理施設に送水・処理することで、鴨川など市内の水環境を守るとともに、浸水安全度の確保もあわせて行う。

（2）事業単位

前回評価時には排水区※²ごとに評価していたが、排水区より広範囲な処理区ごとに、改善効果の検討や下水処理場（水環境保全センター）での対策も含めた施設計画を立案していることから、処理区ごとに評価を行う。

3 浸水対策事業

（1）事業概要

大雨時に雨水を取り込む雨水幹線や雨水調整池の整備、排水路の改修・新設などにより、浸水被害の軽減を図る。

（2）事業単位

各事業がそれぞれの排水区において浸水被害軽減の効果を発揮するものであることから、前回評価時と同様に、排水区ごとに評価を行うこととし、見直しは行わない。

※1 処理区：それぞれの終末処理場（水環境保全センター）により処理される下水を、下水道管へ流すことができる区域のこと。本市では6処理区あり、うち2処理区では京都府所管の処理施設で処理を行っている。

※2 排水区：それぞれの排水系統により、雨水を排除することができる区域のこと。

